

山脇ハ該妥協案ヲ以テ會社側ニ再考ヲ促シタルニ會社側ハ  
重役會議ヲ再開シ協議ノ結果「諭告」トシテ尤一妥協案  
ヲ示シタリ

### 會社側ノ妥協案

- 一 要求条件ヲ撤回スルコト
- 二 會社ハ豫テ自發的ニ尤一妥協案ヲ有ス
- 三 來ル十月一日ヨリ平均一割以上ヲ増統スルコト
- 四 解雇手當ハ前回支給ノ倍額トス
- 五 退職ノ手當ハ退職ノ事情ニ依リ支給スル事ヲ調査中
- 六 前項會社要求ニ接シタル後田ハ正午爭議本部ニ幹事層ヲ  
開キ該妥協案本ヲ内示シ意見ヲ徵シタルニ「三ノ幹事層ハ撤回  
ノ文句ニ憤慨シ爰論ヲ唱フル者アリ」トシテ大勢カハ此場左此々  
タル感情ニ拘泥スル社ニ「ミス」トシ結局該妥協案ニ同意シ後田ニ一任ニ

決シ(一)後田ニ「三ノ要求」(二)田中安流(一職工) 田中安流(一職工) 田中安流(一職工)  
リ選定セリ

### 手要員 齋藤健一 外四名

附添人 平井敏次郎、西向太郎 (日本梅屋組合)

石川正幸(東京女学) 田中安流(職工)

後田ハ上記委員及附添人ト午三時會社樓上ニ於テ回答  
ヲ接受セリ東條重役ハ前記妥協案ヲ發表セシニ職工側委員  
中將來解雇セサルコトニ因シ多少ノ意見アリタルニ「是認シ後ニ  
円満ナル解決ヲ告ケタリ

(十月三日)

四日、昨三日會社ノ回答ニ満足シタル罷業職工等ハ五日ヨリ  
就業ノコトナリ大ニ安堵ノ色ヲ浮心連日ノ奔走ニ疲勞シタルコトナリ